

日本赤十字東北看護大学学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、赤十字の理想とする人道の理念に基づき、個人の尊厳を尊重する豊かな人間性を培い、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用能力を展開させることによって、国内外の保健・医療・福祉の分野で幅広く活躍できる有能な人材を育成し、看護学の発展及び人類の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本学は、日本赤十字東北看護大学と称する。

(位置)

第3条 本学は、秋田県秋田市上北手猿田字苗代沢17番地3に置く。

(学部)

第4条 本学に看護学部を置き、看護学部看護学科を置く。

2 看護学科の定員は、次のとおりとする。

入学定員	100人
収容定員	400人

(学部の教育目標)

第5条 看護学部は、次の各号に掲げることを教育目標とする。

- (1) 生命を守り、人の尊厳と権利を尊重して行動できる豊かな人間性を養う。
- (2) 看護の専門的知識と技術を修得し、科学的な根拠に基づいた適切な判断と解決ができる能力を養う。
- (3) 他の専門職と連携・協力し、地域社会の保健・医療・福祉の向上に寄与できる資質を養う。
- (4) 看護を体系的にとらえ、看護の諸現象を科学的に探究できる姿勢を養う。
- (5) 自己成長を目指すとともに生涯学習を継続し、社会の変化に対応できる能力を養う。
- (6) 看護を国際的視野でとらえ、広く社会に貢献できる能力を養う。

(大学院)

第6条 本学に大学院を置き、大学院看護学研究科を置く。

2 大学院の学則は別に定める。

(修業年限及び在学期間)

第7条 本学の修業年限は、4年とする。

- 2 在学期間は、8年を超えることはできない。ただし、再入学及び転入学により入学した者は、修業すべき年数の2倍を超えて在学することはできない。
- 3 前項に規定する在学期間には、休学期間は算入しない。

第2章 学年、学期、授業期間及び休業日

(学年及び学期)

第8条 学年は、4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(授業期間)

第9条 授業期間は、年間35週を原則とする。

- 2 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、8週、10週、15週その他の本学が定める適切な期間を単位として行うものとする。

(休業日)

第10条 休業日は、次の各号のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律で定める休日
 - (3) 日本赤十字社創立記念日（5月1日）
 - (4) 春季休業日 3月17日から3月31日まで
 - (5) 夏季休業日 8月5日から9月20日まで
 - (6) 冬季休業日 12月24日から翌年1月10日まで
- 2 前項の規定にかかわらず、学長は、必要があると認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。
 - 3 学長は、必要があると認めるときは、休業日に臨時に授業を行うことができる。

第3章 入学、再入学及び転入学

(入学の時期)

第11条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第12条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相

当する学校教育を修了した者

- (3) 外国において学校教育における 1 2 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者（昭和 2 3 年文部省告示第 4 7 号）
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 1 7 年文部科学省令第 1 号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和 2 6 年文部省令第 1 3 号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 9 0 条第 2 項の規定により大学に入学した者であって、高等学校卒業程度認定審査規則（令和 4 年文部科学省令第 1 8 号）による高等学校卒業程度認定審査に合格した者
- (9) 学校教育法第 9 0 条第 2 項の規定により大学に入学した者であって、その後本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本学において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、1 8 歳に達した者

（入学者選抜）

第 1 2 条の 2 入学者の選抜は、本学の入学者の受入れに関する方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

- 2 本学に入学を志願する者については、別に定めるところにより選抜のうえ、学長は、教授会の議を経て、合格者を決定する。

（入学の志願）

第 1 3 条 本学に入学を志願する者は、本学が指定する期間内に、所定の書類に第 4 0 条に規定する入学検定料を添えて提出しなければならない。

（入学の手続き）

第 1 4 条 第 1 2 条の 2 第 2 項に規定する学長の決定に基づき合格通知を受けた者は、本学が指定する期間内に所定の書類を提出するとともに、第 4 1 条に規定する入学金を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項に規定する入学手続を完了した者に入学を許可する。

（再入学）

第 1 5 条 本学を正当な事由により退学した者が退学後 2 年以内に再入学を志願するときは、教授会の議を経て、学長は審査のうえ、再入学を許可することがある。

(転入学)

第16条 他の大学に現に在学する者で、本学に転入学を志願する者があるときは、審査のうえ、教授会の議を経て、学長は相当する学年に転入学を許可することがある。

(保証人)

第17条 本学に入学を許可された者は、保証人を定め、本学が指定する期間内に所定の身元保証書により届け出なければならない。

2 保証人は、学生の在学中の一切の事項について責任を持つものとする。

3 保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。

4 学生は、保証人を変更したとき、又は身元保証書の記載事項に変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

第4章 退学、転学、休学、復学、留学及び除籍

(退学及び転学)

第18条 本学を退学又は転学しようとする者があるときは、学長は退学又は転学を許可することがある。

2 前項の規定により退学又は転学しようとする者は、所定の書類にその理由を記載し、保証人署名のうえ、学長に願い出なければならない。

(休学)

第19条 疾病その他の事由により引き続き2月以上修学することができない者があるときは、学長は休学を許可する。

2 前項の規定により休学しようとする者は、所定の書類にその理由を記載し、保証人署名のうえ、学長に願い出なければならない。この場合において、疾病によるときは、医師の診断書を添付しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、疾病その他の事由により、修学することが適当でないと認められる者があるときは、学長は休学を命じることができる。

4 休学の期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別な事由があると認められるときは、学長は引き続き更に1年の範囲内の休学を許可することができる。

(復学)

第20条 前条の規定により休学した者は、休学期間が満了したとき、又は休学期間中に休学の事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(留学)

第21条 外国の大学又はこれに相当する教育機関等への留学を希望する者があるときは、学長は留学を許可することがある。

2 前項の規定により留学しようとする者は、所定の書類に保証人署名のうえ、学長に願い出なければならない。

3 留学期間は、修業年限及び在学期間に算入できる。

4 留学に関し必要な事項は、別に定める。

(除籍)

第22条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 第7条第2項に規定する在学期間を超えた者

(2) 第19条第4項に規定する休学期間を超えてなお復学できない者

(3) 死亡又は行方不明の者

(4) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

第5章 教育課程及び授業科目

(授業科目)

第23条 本学において開設する授業科目は、基盤教育科目、専門基礎科目及び専門科目とする。

2 前項の授業科目の種類及び単位数等は、別表第1のとおりとする。

(教育課程の編成方針)

第24条 本学は、卒業の認定に関する方針及び教育課程の編成及び実施に関する方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養することを基礎として、当該学部及び学科に係る専門の学芸を教授するよう配慮するものとする。

(授業の方法)

第24条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業を、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(組織的な研修等)

第24条の3 本学は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

- 2 本学は、学生に対する教育の充実を図るため、本学の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。
- 3 本学は、授業科目を補助させる学生及び本学が定める者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。

（単位の計算）

第25条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第24条の2第1項に規定する授業の方法に応じて、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。ただし、実験、実習及び実技は、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

（単位の授与）

- 第26条 本学は、各授業科目を履修した者に対しては、試験その他の本学が定める適切な方法により学修の成果を評価して所定の単位を与える。
- 2 各授業科目について、所定の出席時間数に達した学生に限り、その授業科目を履修したものとみなす。

（成績評価基準等の明示等）

- 第26条の2 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。
- 2 本学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定にあたっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

（履修方法及び履修科目の登録の上限）

- 第27条 本学において開設する授業科目は、これを必修科目及び選択科目とし、4カ年に分けて履修させるものとする。
- 2 卒業の要件として学生が履修すべき単位数について、1年間及び4年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を定める。
 - 3 授業科目の履修方法及び履修科目の上限は、別に定める。

（授業科目の登録）

- 第28条 学生は、毎学年の当初に、履修すべき授業科目を登録しなければならない。
- 2 学生は、登録した授業科目以外の授業科目を履修し、又は単位を修得することはできない。

（他の大学等における授業科目の履修等）

第29条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が別に定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は外国の短期大学に留学する場合に準用する。

3 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う大学、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

4 前3項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第30条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるものとする。

2 前項の規定は、前条第2項の場合に準用する。

3 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第3項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができるものとする。

4 前3項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、前条第1項から第3項までの規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第6章 学修の評価及び課程の修了の認定

(学修の評価)

第31条 授業科目の成績の評価は、S、A、B、C、Dの評語をもって行い、S、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とする。

(試験等の時期)

第32条 試験等の時期は、原則として学期末とする。ただし、各授業科目の担当者が必要と認めたときは臨時に行うことができる。

(試験等の受験資格)

第33条 当該科目の履修について登録していない者、その他の別に定める者は、試験を受けることができない。

(追試験及び再試験)

第34条 本学において必要と認めたときは、追試験又は再試験を行うことがある。

2 追試験は、病気その他のやむを得ない事由により試験等に欠席した者を対象とする。

(卒業)

第35条 学生が本学を卒業するためには、125単位以上を修得しなければならない。

2 卒業認定は、教授会の議を経て、学長がこれを行う。

3 第1項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第24条の2第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

(卒業の時期)

第36条 卒業の時期は、毎年3月とする。ただし、特別の事情があるときは、9月に卒業させることがある。

(卒業証書の授与)

第37条 学長は、第35条第2項に規定する卒業認定を得た者に対し卒業証書を授与する。

(学位の授与)

第38条 学長は、本学を卒業した者に対し学士（看護学）の学位を授与する。

(資格の取得)

第39条 本学において取得することができる資格は、保健師及び看護師国家試験受験資格並びに教員の免許状（養護教諭1種）授与の所要資格とする。

2 前項において保健師国家試験受験資格の取得を希望する者は、第35条の規定によるもののほか、別表第2に定める保健師課程に関する科目を履修し、必要な単位を修得しなければならない。

3 第1項において教員の免許状（養護教諭1種）授与の所要資格の取得を希望する者は、第35条の規定によるもののほか、別表第3に定める養護教諭1種課程に関する科目を履修し、必要な単位を修得しなければならない。

第7章 学生納付金

(入学検定料)

第40条 本学に入学を志願する者は、入学検定料として別表第4に定める金額を納めなければならない。

(入学金)

第41条 本学に入学を許可された者は、入学金として別表第4に定める金額を納めなければならない。

(授業料、維持運営費及び実験実習費)

第42条 授業料、維持運営費及び実験実習費は、別表第4のとおりとし、所定の期日までに納めなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、本学において特別の事由があると認められた者は、授業料、維持運営費及び実験実習費について分納又は延納を願い出ることができる。

(その他の納付金)

第43条 その他教育に必要な費用（以下「その他の納付金」という。）は、別表第4のとおりとし、所定の期日までに納めなければならない。

(退学等の場合の授業料等)

第44条 退学若しくは転学した者、退学を命じられた者又は停学中の者は、当該期の授業料、維持運営費、実験実習費及びその他の納付金（以下これらを「授業料等」という。）の全額を納めなければならない。

(休学等の場合の授業料等)

第45条 前期又は後期中途中で休学した者は、休学した当該期の授業料等は全額を納めなければならない。

- 2 休学が前期又は後期の全期間にわたる者は、当該期は授業料等に替えて別表第4に定める在籍料を納めなければならない。
- 3 前期又は後期の途中で復学した者は、復学した当該期の授業料等から納入された在籍料を差し引いた額を納めなければならない。
- 4 留学した者の授業料等は、前3項の規定を準用する。

(納入された納付金の不還付等)

第46条 納入された入学検定料及び入学金は、還付しない。

- 2 授業料、維持運営費、実験実習費及びその他の納付金の還付については、別に定める。

第8章 職員及び教授会

(職員)

第47条 本学に、学長、学部長、事務局長、学務部長、図書館長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を置く。

- 2 前項に規定するもののほか、副学長、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

(教授会)

第48条 看護学部教授会を置く。

- 2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 図書館等

(図書館)

第49条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(保健施設)

第50条 本学に保健室を置く。

2 保健室に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び外国人学生

(研究生)

第51条 学長は、本学において、特定の専門事項について研究することを志望する者があるときは、本学の教育研究に支障のない限り、選考のうえ、研究生としてこれを許可することができるものとする。

2 前項のほか研究生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(科目等履修生)

第52条 本学において開設する授業科目を選んで履修することを志望する者があるときは、学長は科目等履修生として入学を許可し、その履修した科目の単位を与えることができるものとする。

2 前項のほか科目等履修生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(聴講生)

第53条 学長は、本学において、特定の授業科目を聴講することを志望する者があるときは、本学の教育研究に支障のない限り、選考のうえ、聴講生としてこれを許可することができるものとする。

2 前項のほか聴講生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(特別聴講学生)

第54条 学長は、他の大学又は短期大学（外国の大学又は外国の短期大学を含む。）との協議に基づき、当該大学又は短期大学の学生を、本学の教育研究に支障のない限り、特別聴講学生としてこれを許可し、その履修した科目の単位を与えることができるものとする。

2 前項の単位の授与については、第26条の規定を準用する。

3 前2項のほか特別聴講学生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(外国人学生)

第55条 第12条の各号の一に該当し、十分に日本語を話し聴講に差し支えない者は、本学の選抜試験のうえ、入学を許可することができる。

2 前項のほか外国人学生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第 1 1 章 賞罰

(表彰)

第 5 6 条 学力優秀な学生又は学生として表彰に値する行為があった者に対し、教授会の議を経て、学長は表彰することがある。

(懲戒)

第 5 7 条 本学の学則その他の規程に背き、又は学生としての本分に反する行為があった者に対して、教授会の議を経て、学長は懲戒することがある。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項に規定する退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な事由がなく出席が常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反する行為があった者

4 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第 1 2 章 大学開放、赤十字事業及び自己点検評価

(大学開放)

第 5 8 条 地域社会と連携し、開かれた大学とするため、公開講座の開設その他の大学開放の事業を行うことができる。

(赤十字事業)

第 5 9 条 国際赤十字の一員である日本赤十字社と連携し、別に定めるところにより国内外における救護・救援その他の赤十字事業を実施することができる。

(自己点検評価等)

第 6 0 条 本学は、教育研究水準の向上を図り、第 1 条の目的を達成するため、学校教育法第 1 0 9 条第 1 項の点検及び評価（以下「自己点検評価」という。）を行い、その結果を公表する。

2 自己点検評価の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

3 本学は、自己点検評価の結果及び認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより、その水準の向上を図ることに努めるものとする。

第 1 3 章 雑則

(委任)

第 6 1 条 この学則に定めるもののほか、本学における修学に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(改正)

第62条 学長は、この学則を改正しようとするときは、教授会の議を経るとともに、学校法人日本赤十字学園理事長の承認を得なければならない。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、平成24年度以降に入学する者について適用し、平成24年3月31日に在学する者については、なお、従前のとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、平成24年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、平成24年度以降に入学する者について適用し、平成24年3月31日に在学する者については、教育課程に、基礎分野の選択科目として、「日本国憲法」2単位及び「体育」1単位を追加する。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、平成25年度以降に入学する者について適用し、平成25年3月31日に在学する者については、なお、従前のとおりとする。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年10月 日赤学第317号）

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1から別表第4の規定は、平成30年度以降に入学する者について適用し、平成30年3月31日に在学する者については、なお、従前のとおりとする。

附 則（平成30年2月 日赤学第495号）

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月 日赤学第291号）

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

- 2 改正後の別表第1及び別表第3の規定は、平成31年度以降に入学する者について適用し、平成31年3月31日に在学する者については、なお、従前のとおりとする。

附 則（令和2年2月 日赤学第574号）

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月 日赤学第32号）

この学則は、令和2年4月14日から施行する。

附 則（令和3年8月 日赤学第192号）

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1、別表第2及び別表第3の規定は、令和4年度以降に入学する者について適用し、令和4年3月31日に在学する者については、なお、従前のとおりとする。

附 則（令和5年2月 日赤学第403号）

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年2月 日赤学第467号）

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1及び別表第3の規定は、令和6年度以降に入学する者について適用し、令和6年3月31日に在学する者については、なお、従前のとおりとする。

附 則（令和6年4月 日赤学第578号）

この学則は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 教育課程（第23条関係）

区分	授業科目	単位数		保健師課程必修	養護教諭1種課程必修	卒業要件			
		必修	選択						
基礎看護	人間の心と身体を理解するための知と技術	2	2			必修15単位 選択4単位以上			
	健康行動学								
	心理学概論								
	スポーツ・レクリエーション実技	1							
	人間と社会・文化に関する知と技術	1	1						
	哲学								
	音楽論								
	日本国憲法	2	1						
	社会学		1						
	人間と情報に関する知と技術	1	1						
	情報リテラシー								
	基礎統計学	1	1						
	基礎統計学演習	1	1						
	人間と自然に関する知と技術	1	1						
	生物学								
環境科学	1	1							
国際化社会を生きるための人間に必要な知と技術	赤十字原論	1	1			必修15単位 選択4単位以上			
	異文化論								
	英語L・S	1	1						
	英語R・W	1	1						
	中国語	1	1						
	医学英語	1	1						
	英語表現	1	1						
	国際協力論	1	1						
	赤十字国際演習	3							
	教職入門	2		○					
	教育原論	1	2	○					
	教育社会学		1	○					
	教育心理学		1	○					
	教育方法・技術論		1	○					
	教育課程論		1	○					
教育相談		2	○						
道徳・総合的な学習・特別活動の理論と指導法		1	○						
生徒指導論		2	○						
次世代健康推進・育成に関わる教職に必要な知と技術（教職科目）						必修15単位 選択4単位以上			
スタディスキル	基礎ゼミナール 研究方法論	1	1						
小計（卒業要件）		19単位							
専門基礎科目	人間と健康	人体の構造と機能Ⅰ	2				必修25単位 選択2単位以上		
		生化学・栄養学	2						
		人体の構造と機能Ⅱ	2						
		薬理学	2						
		感染免疫学	1						
		社会福祉概論		1	○				
		養護概説		2		○			
		健康相談活動（養護教諭）		2		○			
		疾病と治癒過程	疾病の成り立ちと回復の促進Ⅰ 病理・病態	2					
	疾病の成り立ちと回復の促進Ⅱ 外科		2						
	疾病の成り立ちと回復の促進Ⅲ 機能別		2						
	疾病の成り立ちと回復の促進Ⅳ 精神		1						
	疾病の成り立ちと回復の促進Ⅴ 小児・母性		2						
	臓器移植		1						
	保健医療福祉	公衆衛生学	2						
		生活論		1					
		疫学	2						
		保健統計学	1						
		保健医療福祉行政論	2						
		家族援助論	1						
	小計（卒業要件）		27単位						
	＜保健師課程を履修する場合＞ 「保健師課程必修」欄に『○』の付される科目の単位修得を要する。 ＜養護教諭1種課程を履修する場合＞ 「養護教諭1種課程必修」欄に『○』の付される科目の単位修得を要する。								
	区分	授業科目	単位数		保健師課程必修	養護教諭1種課程必修		卒業要件	
			必修	選択					
	基礎看護	基礎看護学	フィジカルアセスメントⅠ	1				必修75単位 選択4単位以上	
フィジカルアセスメントⅡ			1						
基礎看護学Ⅰ 概論			1						
基礎看護学Ⅱ 看護技術Ⅰ			2						
基礎看護学Ⅲ 看護技術Ⅱ			2						
基礎看護学実習Ⅰ			1						
基礎看護学Ⅳ 基礎看護方法論			1						
看護展開論			2						
基礎看護学実習Ⅱ			2						
成人看護学			成人看護学Ⅰ 概論	1					必修75単位 選択4単位以上
			成人看護学Ⅱ－1 クリティカルケア看護	1					
			成人看護学Ⅱ－2 慢性看護	1					
		成人看護学Ⅲ	1						
		成人看護学Ⅳがん看護・ターミナルケア	2						
		成人看護学実習Ⅰ	3						
		成人看護学実習Ⅱ	3						
		老年看護学	老年看護学Ⅰ 概論	1				必修75単位 選択4単位以上	
			老年看護学Ⅱ	1					
			老年看護学Ⅲ	1					
			老年看護学Ⅳ認知症看護論	1					
			老年看護学実習Ⅰ	1					
老年看護学実習Ⅱ			3						
小児看護学		小児看護学Ⅰ 概論	1				必修75単位 選択4単位以上		
		小児看護学Ⅱ	1						
		小児看護学Ⅲ	1						
		小児看護学Ⅳ発達障がい児看護論	1						
小児看護学実習		2							
母性看護学		母性看護学Ⅰ 概論	1				必修75単位 選択4単位以上		
		母性看護学Ⅱ	1						
		母性看護学Ⅲ	1						
		母性看護学Ⅳ女性論	1						
母性看護学実習		2							
精神看護学		精神看護学Ⅰ 概論	1				必修75単位 選択4単位以上		
		精神看護学Ⅱ	1						
		精神看護学Ⅲ	1						
		精神看護学Ⅳ精神リハビリテーション	1						
		精神看護学実習	2						
		地域・在宅看護学	地域・在宅看護学Ⅰ 概論	1					必修75単位 選択4単位以上
			地域・在宅看護学Ⅱ 方法論	2					
			地域・在宅看護学Ⅲ地域包括ケア概論	1					
			地域・在宅看護学実習	2					
		公衆衛生看護学	公衆衛生看護学Ⅰ 概論	2					必修75単位 選択4単位以上
公衆衛生看護学Ⅱ 地区診断				2	○				
公衆衛生看護学Ⅲ個および集団への保健指導				2	○				
公衆衛生看護学Ⅳ地区活動演習				1	○				
公衆衛生看護学Ⅴ公衆衛生看護管理				2	○				
公衆衛生看護学実習				5	○				
次世代健康推進・育成支援（教職）科目		学校保健	2		○		必修75単位 選択4単位以上		
	特別支援教育概論	1		○					
	養護実習	4		○					
	養護教諭実習事前事後指導	1		○					
	養護教諭教職実践演習	2		○					
赤十字	赤十字救急法	1				必修75単位 選択4単位以上			
	災害看護学Ⅰ	1							
	災害看護学Ⅱ	1							
	赤十字健康生活支援法		1						
	赤十字幼児安全法		1						
赤十字ボランティア演習		1							
看護の発展	感染看護論	1				必修75単位 選択4単位以上			
	摂食・嚥下障がい看護論	1							
	地域包括ケア各論	1							
	看護研究方法論	1							
	フロンジック看護論		1						
	看護生命倫理学		1						
	看護情報学		1						
	看護教育学		1						
看護の統合	国際看護学	1				必修75単位 選択4単位以上			
	看護管理学Ⅰ	1							
	看護管理学Ⅱ	1							
	統合実習	2							
	統合看護技術	1							
	研究	2							
卒業研究Ⅰ		2				必修75単位 選択4単位以上			
	卒業研究Ⅱ	2							
小計（卒業要件）		79単位							
卒業要件（最低単位数）						125単位			

別表第2 教育課程（第39条関係）

授業科目	単位数	
	必修	選択
情報リテラシー	1	
基礎統計学	1	
基礎統計学演習	1	
社会福祉概論		1
公衆衛生学	2	
疫学	2	
保健統計学	1	
保健医療福祉行政論	2	
地域・在宅看護学Ⅰ概論	1	
地域・在宅看護学Ⅱ方法論	2	
地域・在宅看護学Ⅲ地域包括ケア概論	1	
公衆衛生看護学Ⅰ概論	2	
公衆衛生看護学Ⅱ地区診断		2
公衆衛生看護学Ⅲ個および集団への保健指導		2
公衆衛生看護学Ⅳ地区活動演習		1
公衆衛生看護学Ⅴ公衆衛生看護管理		2
公衆衛生看護学実習		5
災害看護学Ⅰ	1	
災害看護学Ⅱ	1	
地域包括ケア各論	1	
国際看護学	1	
看護管理学Ⅰ	1	
看護管理学Ⅱ	1	

別表第3 教育課程（第39条関係）

教育職員免許法施行規則上の科目区分			単位数 必修 選択	関連 科目
必要 単位	本学 単位	授業科目		
養護に関する科目 28 単位	衛生学及び公衆衛生学（予防医学含む。）	公衆衛生学	2	
		保健統計学	1	
		疫学	2	
	学校保健	学校保健		2
		小児看護学Ⅳ発達障がい児看護論	1	○
		公衆衛生看護学Ⅰ概論	2	○
	養護概説	養護概説		2
		健康相談活動（養護教諭）	2	
	健康相談活動の理論及び方法	家族援助論	1	○
		公衆衛生看護学Ⅲ個および集団への保健指導	2	○
	栄養学（食品学含む。）	生化学・栄養学	2	
		人体の構造と機能Ⅰ	2	
	解剖学及び生理学	人体の構造と機能Ⅱ	2	
		感染免疫学	1	
	微生物学、免疫学、薬理概論	薬理学	2	
	精神保健	疾病の成り立ちと回復の促進Ⅳ精神	1	○
		精神看護学Ⅰ概論	1	
		精神看護学Ⅱ	1	
		精神看護学Ⅲ	1	
		精神看護学Ⅳ精神リハビリテーション	1	○
		フォレンジック看護論		1
		赤十字原論	1	○
	看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	赤十字救急法	1	○
		赤十字幼児安全法		1
		災害看護学Ⅰ	1	○
		災害看護学Ⅱ	1	
		疾病の成り立ちと回復の促進Ⅰ病理・病態	2	○
		疾病の成り立ちと回復の促進Ⅱ外科	2	○
		疾病の成り立ちと回復の促進Ⅲ機能別	2	○
		疾病の成り立ちと回復の促進Ⅴ小児・母性	2	○
		感染看護論		1
		基礎看護学Ⅰ概論	1	
		基礎看護学Ⅱ看護技術1	2	
		基礎看護学Ⅲ看護技術2	2	
		基礎看護学Ⅳ基礎看護方法論	1	○
		看護展開論	2	○
		フィジカルアセスメントⅠ	1	○
		フィジカルアセスメントⅡ	1	○
		小児看護学Ⅰ概論	1	
		小児看護学Ⅱ	1	
		小児看護学Ⅲ	1	
		小児看護学実習	2	
		母性看護学Ⅰ概論	1	
		母性看護学Ⅱ	1	
		母性看護学Ⅲ	1	
		母性看護学Ⅳ女性論	1	○
		母性看護学実習	2	
		統合看護技術	1	○

教育の基礎的理解に関する科目等 21 単位	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	8	教育原論	1	
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			教職入門		2
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			教育社会学		2
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			教育心理学		1
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			特別支援教育概論		1
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			教育課程論		1
	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	6	6	道徳・総合的な学習・特別活動の理論と指導法		1
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）			教育方法・技術論		1
		生徒指導の理論及び方法			生徒指導論		2
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			教育相談		2
	教育実践に関する科目	養護実習	5	5	養護実習		4
		教職実践演習	2	2	養護教諭実習事前事後指導 養護教諭教職実践演習	1 2	1 2
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目 8単位	日本国憲法 体育 外国語コミュニケーション 情報機器の操作	日本国憲法	2	2	日本国憲法	2	
		健康行動学	2	2	健康行動学	2	
		英語L・S	2	2	英語L・S	1	
		英語R・W	2	2	英語R・W	1	
		情報リテラシー 基礎統計学演習	2	2	情報リテラシー 基礎統計学演習	1 1	

大学が独自に設定する科目（7単位）	7	12	「養護に関する科目」40単位のうち最低修得単位数（28単位）を超えた単位（12単位）を充当する	12
-------------------	---	----	---	----

※単位区分が「選択」であっても、養護教諭1種課程を修了する上では必ず履修する必要がある。

※網掛けの（関連科目欄に「○」の付く）科目は養護教諭1種課程に関連する科目である（「選択」であっても履修が望ましい）。

別表第4 入学検定料、入学金及び授業料等（第40～43、45条関係）

種 類		金 額	摘 要
入 学 検 定 料	大学入学共通テスト利用 選抜【前期】及び【後 期】での受験の場合	15,000円	出 願 時
	大学入学共通テスト利用 選抜【赤十字6看護大学 連携併願】での受験の場 合	20,000円	
	大学入学共通テスト利用 選抜以外での受験の場合	30,000円	
入 学 金		300,000円	入学者の選考に合格し 入学手続きを行うとき
授 業 料		850,000円	年額 前期 4月 後期 10月
維 持 運 営 費		300,000円	年額 前期 4月 後期 10月
実 験 実 習 費		300,000円	年額 前期 4月 後期 10月
保健師課程履修料		120,000円	履修が確定したとき
養護教諭1種課程履修料		105,000円	履修が確定したとき
在 籍 料		50,000円	半期分